

【判決骨子】

第1 主文

原告らの請求をいずれも棄却する。

5 第2 事実及び理由

1 事案の要旨

本件は、平成25年ないし平成27年当時金沢市内に居住して生活保護法に基づく生活扶助の支給を受けていた原告らが、同法の委任に基づき厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の数次の改定により所轄の金沢市社会福祉事務所長からそれぞれ生活扶助の支給額を減額する旨の保護変更決定を受けたため、保護基準の上記改定は憲法25条、生活保護法1条、3条及び8条に反する違憲、違法なものであるとして、被告金沢市に対して保護変更決定の取消しを求めるとともに、被告国に対して国家賠償法1条1項に基づき慰謝料の支払を求める事案である。

2 当裁判所の判断

(1) 本件各改定の憲法適合性等

厚生労働大臣が平成25年5月16日、平成26年3月31日及び平成27年3月31日に、各日付け厚生労働省告示（以下「本件各告示」と総称する。）により実施した生活扶助基準の改定（以下「本件各改定」と総称する。）については、①当該改定後の生活扶助基準の内容が被保護者の健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるとした厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められるか、あるいは、②基準生活費の減額に際し激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとし

た同大臣の判断に、被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められるかのいずれの観点からも、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということとはできない。

したがって、本件各改定は、生活保護法3条又は8条2項の規定に違反するものではない。

また、生活保護法は、健康で文化的な最低限度の生活の保障という憲法25条の趣旨を具体化した法律の規定として、3条において、生活保護法による保護において健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活が保障されるべき旨を定めており、8条2項において、保護の基準がこのような最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであるべき旨を定めているところ、上記のとおり、本件各改定は、憲法25条の趣旨を具体化した生活保護法3条又は8条2項の規定に違反するものではない以上、これと同様に憲法25条に違反するものでもない。

(2) 本件各告示についての国家賠償法上の違法性等

本件各改定が違憲、違法なものではないことは、上記のとおりである。したがって、厚生労働大臣が本件各告示を行ったことが国家賠償法1条1項の適用上違法であるとは認められない。